

事務連絡
令和4年5月25日

公益財団法人
長岡市スポーツ協会会長 様

長岡市スポーツ振興課長

新型コロナウイルス感染対策のためのマスク着用の取扱いについて（通知）

日ごろから、長岡市のスポーツ振興に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国の新たな見解を受け、また現在の長岡市内の感染状況を鑑み、本市における児童生徒等への指導について、長岡市立学校の運用が示されました。

つきましては、貴協会が実施する事業及び主管する競技団体等の事業においても別紙「新型コロナウイルス感染対策のためのマスク着用の取扱いについて（通知）」に基づき、スポーツ活動における取組等、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルスに関しては日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止の取組みについて、引き続き徹底を図るようお願いいたします。

担当：スポーツ振興係 田村
内線：61-9213



市立学校長

教学内第 134 号
教学教内第 152 号
令和 4 年 5 月 25 日

学務課長
学校教育課長

新型コロナウイルス感染対策のためのマスク着用の取扱いについて（通知）

このことについて、国の新たな見解を受け、また現在の長岡市内の感染状況に鑑み、熱中症対策を優先し、学校におけるマスク着用について下記のように取扱います。児童生徒及び教職員、保護者に周知をお願いします。なお、この対応は今後の感染状況により変更になる場合があります。

記

1 屋外でのマスクの着用について

- ・ 昼休みの外遊び等も含め、屋外での教育活動においては、原則マスクは外すこととする。ただし、屋外であっても、近距離で会話をするような場面では、マスクの着用を推奨すること。
- ・ 登下校等（集団登下校含む）においては、熱中症のリスクを優先し、マスクは外すこととする。ただし、近距離での会話は控えること。

2 屋内でのマスクの着用について

- ・ 屋内であっても、身体的距離（2m 以上を目安）が確保できており、会話がほとんどない活動場面ではマスクは外してもよいこととする。（例：図書館での読書等）

3 留意事項

- ・ マスクを外してよい場面においても着用を希望する児童生徒等については、その意向を尊重し、差別やいじめにつながることをないよう配慮すること。
- ・ 屋内においても、児童生徒自身が暑さや息苦しさを感じた時は、熱中症対策を優先させ、マスクを外したり一時的に片耳にかけて呼吸するなど、自身の判断で適切に対応できるように改めて指導すること。
- ・ 屋内であっても、体育や運動を伴う活動、部活動、楽器の演奏時などは、これまで同様マスクは外すこととすること。
- ・ この対応は教職員も同様とし、屋外等でマスクを外した方がよい場面では、自ら率先して外し、外すことを指導すること。
- ・ 基本的な感染対策である 3 密の回避、換気や手洗いなどの手指衛生、健康観察の徹底等は継続すること。
- ・ なお、別添の教育委員会から保護者へのメッセージを配布し、理解を求めること。

【担当】

学務課 保健班 鈴木
電話：39-2239
学校教育課 管理指導主事 玉木
電話：39-2249

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - ▶ **基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない** 参考送付
 - ▶ **身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
 - ▶ **就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用する必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用する必要はない	着用する必要はない	着用を推奨する 事例③	着用する必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用する必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りや会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満（乳幼児）**は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。